

建設キャリアアップシステム (CCUS) 原則活用について

秋田県建設部 技術管理課
令和８年２月１２日

1. 現状とCCUS原則活用の目的



○技能者不足の深刻化

- ・技能者の有効求人倍率は依然として高い状況【5.43】
- ・更なる減少が危惧される



強い危機感

○CCUS原則活用

- ・建設部発注工事は現場活用を原則とすることにより利用を促進

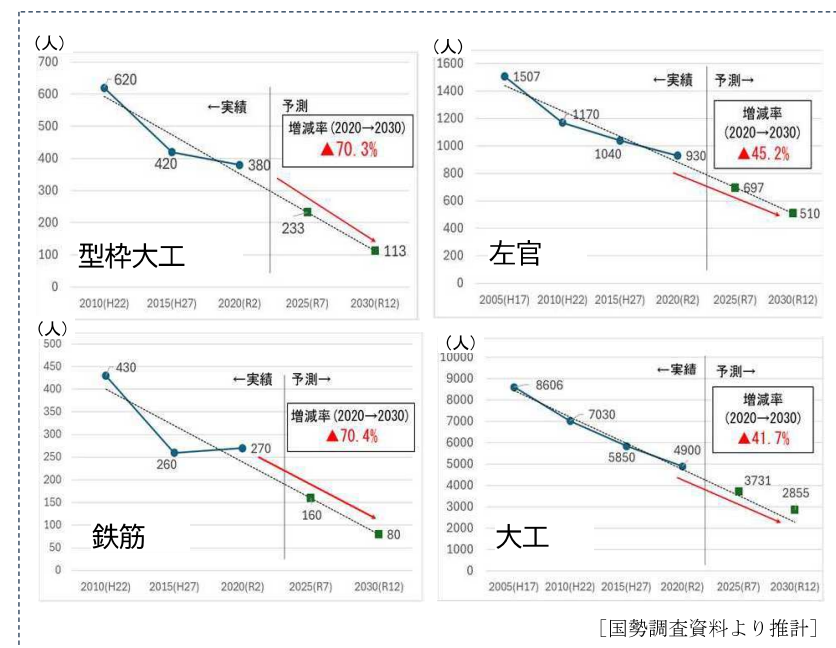


○技能者の処遇改善

資格情報や現場就業履歴を蓄積し、

技能・経験に応じた適切な処遇につなげる → 担い手の確保

[秋田労働局（R7.11月の職業別求人・求職バランスシート）より]



1. 現状とCCUS原則活用目的



「労務に関する基準（標準労務費）」との連動

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- ◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。

ブロック別（全分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1(単位：万円) (標準値～目標値)	レベル2(単位：万円) (標準値～目標値)	レベル3(単位：万円) (標準値～目標値)	レベル4(単位：万円) (標準値～目標値)
全 国	385～523以上	420～587以上	444～645以上	550～719以上
北 海 道	356～483以上	388～543以上	411～597以上	508～665以上
東 北	412～559以上	449～628以上	475～690以上	588～769以上
関 東	412～559以上	449～628以上	476～691以上	588～769以上

国土交通省HP抜粋

2. CCUS原則活用実施時期（R 8. 2～）



🔊 原則活用実施時期について

・ 令和8年 (2026年) 2月1日以降に入札公告を行う県建設部発注工事（一部除く）において、CCUSの現場活用を原則とする。

📌 事業者の皆様への事前周知

・ 事業者および協力会社の皆様へ以下の2点を事前周知させていただきました。
(入札参加資格を持つ全事業者の皆様へ
メールや県公式HPにより周知)

①CCUS事業者登録

②CCUS技能者登録（カード発行）

※①、②は現場活用するために必要であるため、事前の準備を依頼しておりました

2. CCUS原則活用実施時期（R 8. 2～）



【重要】

※2月以降に入札公告を行う県建設部発注工事（一部除く）より、現場において「原則活用」となりますが、CCUS活用の有無により入札参加を制限するものではありません。

※①、②は現場活用するために必要であるため、事前の準備を依頼しておりました

3. 対象工事と適用範囲

✓ 対象工事

- ・建設部が発注する工事（県単事業、補助事業全て）

❗ 対象外工事

- ・空港工事（空港整備工事 及び 空港維持修繕工事）
- ・応急対策工事
- ・その他、発注者が適用困難と判断する工事（緊急的な工事等）

4．実施項目と実施内容（実施すべき事項）



①施工体制技能者登録

現場に従事（入場）する技能者の情報をCCUSに登録。

※施工体制技能者登録を行う際には、「職種」の確認や「立場」（当該現場において、主任技術者や職長等「立場」がある場合）の情報を付加した上で登録することが重要。



②就業履歴情報の蓄積

カードリーダーを設置し、施工体制技能者登録をした技能者の日々の就業履歴を蓄積。

※現場に従事する技能者の方々がカードリーダーに日々カードタッチ（入場時、退場時）することで、現場での就業履歴が蓄積されていく仕組み。

5．施工中の確認について



・ 施工中、段階確認等の現場確認時に現場でのCCUS活用状況を確認

(確認する項目と確認内容)

①．施工体制技能者登録：当該現場に従事する技能者情報を登録すること。

→ 確認時までの就業履歴一覧（月別カレンダー）の帳票を受注者において出力。

※「所属事業者ID、事業者名」、「技能者ID、技能者名」「職種（ある場合は立場）」欄に正しく表示があることを確認。

②．就業履歴情報の蓄積：カードリーダー等を設置し、①で登録した技能者の就業履歴情報を正しく蓄積すること。

→ ①を確認した上で、技能者の就業履歴数が計上されているか（非計上がないか）を確認。

6. 費用計上について



システム利用にかかる費用は、以下の通り計上します。

時期	項目	内容・単価
① 当初契約 (概数計上)	カードリーダー設置費用	167円 / 台・月 (税抜き) (当初はWindows版を想定) ※使用するOSにより費用に違いあり
	カードタッチ費用	9円 / 人・日 (税抜き) (機労材集計リストの労務延べ人数 × 9円) 積算システム (jasic) により出力できるリスト (機労材集計リスト (労務)) を活用
② 変更契約 (実績精算)	実績による精算	受注者から提出される就業履歴一覧に基づき設計変更可

6-1. カードリーダー設置費用の計上について



(当初設計)

- ・ 1現場当たり167円/台・月（税抜き）を上限に計上するものとし、共通仮設費（技術管理費）に積上げて費用計上。

＜計上例＞

- ・ 設置費用 167円/台・月（税抜き）
- ・ カードリーダー設置台数 1台 カードリーダー設置月数 6月の場合
- ・ 積算で計上する費用：167（円／台・月）×1（台）×6（月）＝1,002（円）（1円未満切捨）

(変更設計)

- ・ 使用実績に応じて設計変更が可能。台数は原則として2台を上限。
 - ・ ただし、受発注者協議の上、2台を超える費用を計上することも可能。
- ※例えば、施工箇所が点在しており、各々の施工箇所でカードタッチが必要な場合で2台を超える台数を使用したいとき等
- ・ 当初設計で想定するOSはWindowsであるため、実際に使用したOSがiOSの場合、1現場当たり500円/台・月（税抜き）の費用計上が可能。

6-2. 現場利用料（カードタッチ費用）の計上について



（当初設計）

- ・次式により、共通仮設費（技術管理費）に積上げて費用計上。

（算定式） 当初現場利用料（円／人・日）

＝ 機労材集計リスト（労務）による労務延べ人数 × 9円（税抜き）

＜計上例＞

- ・現場利用料 9円/人・日（税抜き）
- ・機労材集計リスト（労務）による延べ人数300人・日の場合
- ・積算で計上する費用：
 $300（人・日） \times 9（円／人・日） = 2,700（円）$ （1円未満切捨）

（変更設計）

- ・受注者から提出される当該現場の就業履歴一覧に基づく請求により、設計変更可能。